無余地性の基準の概要



無余地性の基準の概要



6. 愛知県名古屋市 「名古屋市総合計画」

道路管理者	国土交通省中部地方整備局
占用主体	名古屋市
占用の場所	国道1号(名古屋市瑞穂区神穂町)
占用期間	平成 28 年 2 月 1 日 ~ 平成 32 年 3 月 31 日
主な 占用物件	標識(案内表示板)(道路法施行令第7条第1号)
無余地性の基準の概要	市民が地域の歴史・文化にふれることができる機会を提供し、地域への愛着を育むとともに、地域の魅力向上をはかるため、昔の街並み等を掲載した銘板を設置するもの。名古屋市総合計画に位置付けられた事業であることから公共性が高いこと、近隣の民地に余地が存在するが、銘板と現在の風景を比較するには、道路区域内に設置した方が利用者の利便に資することから、他に余地がないと判断した。









写真出典:中部地方整備局

無余地性の基準の概要



7. 大阪府大阪市 「福島区駅前活性化プロジェクト」

道路管理者	国土交通省近畿地方整備局
占用主体	大阪市福島区
占用の場所	国道2号(野田阪神前交差点)
占用期間	平成 29 年4月1日~平成 30 年3月 31 日
主な 占用物件	フェンス(道路法第32条第1項第1号)
無余地性の基準の概要	大阪市福島区が「福島区駅前活性化プロジェクト」として、路上ライブのためのフェンス等を設置するもの。占用の場所から約 200m離れた位置に余地が存在するが、占用の場所は阪神本線野田阪神駅等3路線の結節点であり、同駅利用者の多くが通行することを踏まえ、利用者の利便性を考慮し、道路の敷地外に余地がないと判断した。









写真出典:大阪市福島区役所

8. 鳥取県境港市 「水木しげるロード」

道路管理者	鳥取県
占用主体	境港市
占用の場所	県道米子境港線、県道境美保関線
占用期間	平成 29 年4月1日~平成 34 年3月 31 日
主な 占用物件	銅像(道路法第 32 条第1項第1号)
無余地性の基準の概要	当地を訪れる観光客の主要動線である境港駅前から元町アーケード商店街にかけて、境港市が策定する「境港市観光振興プラン」に基づき、「ゲゲゲの鬼太郎」に登場する妖怪の銅像を設置するもの。占用場所周辺の民地等に余地が存在するが、余地に設置した場合、設置箇所が点在することとなるため、利用者の利便性を考慮し、道路敷地外に余地がないと判断した。









写真出典:©水木プロダクション